

[平成15年第 4回 9月定例会-10月01日-05号]

◆14番（松坂知恒議員） おはようございます。市民・民主フォーラムの松坂でございます。

第106号議案，広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について，意見を付して賛成の討論を行います。

西風新都内で，広島市立大学が所在する西風新都アカデミックリサーチパーク地区内に，本来許されていない老人ホームが立地を，地区計画を変更し，条例を変更してまで可能にしようとするものであります。これが，14年9月に老人ホーム設置を申請し，却下され，ことし9月に再申請をしている特定の個人に対して便宜を供与することが目的の条例改正であるならば，これを許すべきではありません。このようなこそくな手段を用いての開発行為は将来に汚点を残すものとなりましょう。しかしながら，先日の質疑において，松井都市整備局長は，現在の計画の見直しを検討すると約束されましたので，近い将来，老人ホーム以外の施設の建設も広く認められるものと思ひまして，今回の議案は，その門戸開放の第一歩であると理解し，賛成するものであります。

つけ加えて申しますけれども，ことし9月に老人ホームの設置を申請している個人に，社会局は申請を受け入れるべきではないと考えます。万一，申請を受け入れるならば，広島市は，この一個人に対して，条例を変更してまで便宜を供与した証明になるからであります。都市整備局の計画見直しが実現されるまで，係る申請は保留とし，厳正に対応することが行政としてのとるべき道との意見を添えて，討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。

◆14番（松坂知恒議員） 市民・民主フォーラムの松坂でございます。

請願第5号に対し，採択することに賛成の討論を行います。

広島市は，この大椿林道残土遺棄事件にかんがみ，条例を制定し，土砂災害危険地域への残土遺棄に対して早急に規制をかけ，今回のような事件が再び発生しないよう，繰り返されないよう努めるべきであります。条例の中身については，抜け道のない厳格な内容となるよう行政当局の努力を期待するものであり，また，提案される議会において十分に議論を尽くし，市民の皆様が安心していただける条例にしなければならないと決意するものです。

しかしながら，現在，遺棄されている残土については，さまざまな議論がなされましたが，その処理について，議会として意思を明確にできなかったことはまことに残念であります。現在遺棄されている残土が安全に処理されない限り，市民の不安は，今後も引き続くものであり，根本的な解決ではありません。

今回の事件は，危険地域にもかかわらず，安易に伐採届を受理した経済局に第一義的責

任があると考えます。事件がここまで進展した以上、市長、局長以下、市職員は、この残土処理についても、事務処理を速やかに実行し、一日も早く、市民が安心して暮らせる日
が来るように努めることを強く求めまして、討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)